

## A重油供給業務に関する契約書（案2）

県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター及び県立精和病院（以下「県立病院」という。）において使用するA重油の購入に関し、沖縄県病院事業管理者病院事業局長 本竹秀光（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（品名、規格、購入単価及び納入場所）

第1条 品名、規格及び購入単価（うち、取引に係る消費税及び地方消費税〇〇〇円（以下「消費税等」という。））は、次のとおりとする。

| 品 名 | 規 格        | 単 位  | 購入単価（消費税込） |
|-----|------------|------|------------|
| A重油 | J I S第1種2号 | リットル | 円          |

2 前項に規定する消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、購入代金に110分の10を乗じて得た額である。

3 納入場所は次のとおりとする。

- (1) 沖縄県立北部病院
- (2) 沖縄県立中部病院
- (3) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (4) 沖縄県立精和病院

4 甲又は乙は、契約期間内において、物価等の著しい変動その他経済事情により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約単価を変更することができる。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、令和7年7月1日から同年9月30日までとする。

（納入）

第3条 乙は、契約期間中県立病院の発注があるごとに、その都度納入先の県立病院が指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を県立病院に通知するものとする。

（検査）

第4条 県立病院は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立ち会いのもとに検査を行う。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、県立病院の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損した物の損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(再委託禁止)

第6条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(代金支払)

第7条 乙は、毎月10日に前月中に納入した分を取りまとめたうえ、納入先の県立病院の確認を得て法令所定の消費税を加算しその代金の支払を県立病院に請求するものとする。

2 県立病院は、乙からの支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(履行遅延違約金)

第8条 乙は、納入期限までに県立病院の注文した品の納品を終了しないときは、違約金を遅滞日数に応じ、未済部分の金額に対し沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第109条第1項に規定する割合で計算した額の違約金を甲に納付しなければならない。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしに、この契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき事由により、第3条に掲げる納入期限若しくは猶予期限までに県立病院が発注する物品の引き渡しができないとき、又は引渡しをする見込みが明らかにないとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められたとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### (損害賠償)

第 10 条 前条の規定により契約が解除され甲及び県立病院に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲及び県立病院はその責めを負わない。

#### (費用の負担)

第 11 条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

#### (協議)

第 12 条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県病院事業局財務規程（平成 18 年沖縄県病院事業局管理規程第 19 号）並びに沖縄県財務規則を遵守するものとし、もし、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項によっても本契約に関する紛争が解決しない場合の第一裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

#### (契約保証金)

第 13 条 乙は、契約保証金として委託代金の 100 分の 10 を乗じて得た額を納付しなければならない。（ただし、乙が沖縄県病院事業局財務規程第 133 条第 2 項のいずれかの号に該当する場合は、全部又は一部を免除とする。）

#### (天災地変等)

第 14 条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限を延長することができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 県立病院は、第 1 項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第 13 条の違約金を免除することができる。

#### (機密の保持)

第 15 条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個

個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
氏名 沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 本竹 秀光 印

乙 住所  
氏名  
印